○厚生労働省告示第百五十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、第1のAの6の(1)の表又は7の(1)の表のアバメクチンの項中第2欄に掲げる食品（小豆類、らっかせい、その他の豆類、たまねぎ、にんにく、その他の果実、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分に限る。）、シアナジンの項中第2欄に掲げる食品（米、ライ麦、そば、その他の穀類、たまねぎ、ねぎ及びメネラルウォーター類を除く。）、ジノテフランの項中第2欄に掲げる食品（アーティチョーク、みつば及びその他のなす科野菜に限る。）、ジフェノコナゾールの項中第2欄に掲げる食品（ライ麦、とうもろこし、そば、らっかせい及びびわに限る。）、チアムリンの項中第2欄に掲げる食品（豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の肝臓及びその他の家きんの肝臓を除く。）、ホルペットの項中第2欄に掲げる食品（小豆類、ばれいしょ、レタス、トマト、きゅうり、りんご、ぶどう、ホップ及び干しぶどうを除く。）、マンジプロパミドの項中第2欄に掲げる食品（すいか、メロン類果実及びまくわうりに限る。）、メタフルミゾンの項中第2欄に掲げる食品（だいこん類の葉に限る。）及びメピコートクロリドの項中第2欄に掲げる食品（小麦、大麦、ライ麦、その他の穀類、ぶどう、綿実、なたね、牛の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の卵及びその他の家きんの卵を除く。）については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることとし、プロファム に係る試験法については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1　食品	第1　食品
A　食品一般の成分規格	A　食品一般の成分規格
1～4　（略）	1～4　（略）
5　（略）	5　（略）
(1)～(15)　（略）	(1)～(15)　（略）
(16)　プロファム試験法	(16)　プロファム試験法
1．装置	1．装置
液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いる。	ガスクロマトグラフ・質量分析計を用いる。
2．試薬・試液	2．試薬・試液
次に示すもの以外は、第2　添加物の部C　試薬・試液等の項に示すものを用いる。なお、「(特級)」と記載したものは、日本工業規格試薬の特級の規格に適合するものであることを示す。	次に示すもの以外は，第2　添加物の部C　試薬・試液等の項に示すものを用いる。なお，「(特級)」と記載したものは，日本工業規格試薬の特級の規格に適合するものであることを示す。
アセトニトリル　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。	アセトニトリル　アセトニトリル300mlをすり合わせ減圧濃縮器を用いて濃縮し，アセトニトリルを除去する。この残留物をｎ－ヘキサン５mlに溶かし，その５μlを電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフに注入して試験するとき，ガスクロマトグラム上のｎ－ヘキサン以外のピークの高さは，２×10^{-11}ｇのγ－ＢＨＣが示すピークの高さ以下でなければならない。
アセトン　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。	アセトン　アセトン300mlをすり合わせ減圧濃縮器を用いて濃縮し，アセトンを除去する。この残留物をｎ－ヘキサン５mlに溶かし，その５μlを電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフに注入して試験するとき，ガスクロマトグラム上のｎ－ヘキサン以外のピークの高さは，２×10^{-11}ｇのγ－ＢＨＣが示すピークの高さ以下でなければならない。
エチレンジアミン－Ｎ－プロピルシリル化シリカゲルミニカラム（500mg）　内径８～９㎜のポリエチレン製のカラム管に、エチレンジアミン－Ｎ－プロピルシリル化シリカゲル500mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。	塩化ナトリウム　塩化ナトリウム（特級）。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には，ｎ－ヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。
オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム（1,000mg）　内径12～13㎜のポリエチレン製のカラム管に、オクタデシルシリル化シリカゲル1,000mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。	オクタデシルシリル化シリカゲルミニカラム（1,000mg）　内径12～13㎜のポリエチ
ギ酸アンモニウム　ギ酸アンモニウム（特級）	
ジエチレングリコール　純度98％以上の試薬を用いる。	
ｎ－ヘキサン　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。	